各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体　　御 中
←厚生労働省老健局　高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

「救急安心センター事業（＃7119）の認知度向上に向けた広報物の周知について（依頼）」の送付について

計６枚（本紙を除く）

Vol.１３９５

令和７年６月１９日

厚生労働省老健局　高齢者支援課、
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ：03-5253-1111(内線 3956)
ＦＡＸ：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和７年６月 19 日

各都道府県［衛生主管部局
介護保険主管部（局）］御中

厚生労働省医政局　地　域　医　療　計　画　課
厚生労働省老健局　高　齢　者　支　援　課
厚生労働省老健局　認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局　老　人　保　健　課

救急安心センター事業（＃7119）の認知度向上に向けた
広報物の周知について（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁による「令和６年度救急業務のあり方に関する検討会」において、救急安心センター事業（＃7119）の有効な広報策等について検討を行い、

・　令和６年度介護報酬改定では、高齢者施設等において、協力医療機関を定めることが義務化又は努力義務化された。高齢者施設等と協力医療機関との連携体制の構築が進められている中、それを補完するツールとして＃7119 の活用が期待されるところであり、高齢者施設等への周知も積極的に行う必要がある。
・　住民に対して本事業の内容を幅広く周知し、認知度の向上や正しい理解の醸成を図ることができれば、本事業を真に必要とする者による効果的な利用を呼び、本事業の目指す効果が的確かつ大きく発現されることに繋がり得ることから、都道府県の消防防災主管部局、衛生主管部局及び福祉主管部局等の関係機関や部署が連携し、様々なルートを通じた広報を展開することが望まれる。

旨が提言されたことを踏まえ、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組等について（通知）」（令和７年６月 18 日付け消防救第 206 号消防庁救急企画室通知）において、消防庁より、各都道府県衛生主管部局及び介護保険主管部局に対する広報物の周知等が依頼されたところです。

つきましては、別添の広報物について、各都道府県消防防災主管部局と連携し、必要に応じて、空白部分に各地域の実施団体名、＃7119 へ紐づく各地域の電話番号、運営時間等を記載した上で、管内の医療機関、介護サービス事業所・施設

等や管内市区町村への周知をお願いします。

（参考）

○別添　消防庁作成「＃7119 の広報物」

○「令和６年度　救急業務のあり方に関する検討会　報告書」（令和７年３月）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-151/02/houkokusyo.pdf

【消防庁作成「＃7119 の広報物」に関する問合せ先】
連絡先：消防庁救急企画室
担　当：竹田補佐、松田係長、佐藤事務官
ＴＥＬ：03-5253-7529
E-mail：kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp